

荒川区障がい者総合プラン(素案)【概要版】

第1章 策定の概要(P.1～7)

策定趣旨

住み慣れた地域で誰もがお互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることができる「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ」の実現を目指し、国や東京都の動向等も踏まえながら、区における課題や今後の方向性を明確にすることで、障がいの有無に関わらず、安心して生活ができる地域づくりに向け施策の展開や推進を図ってまいります。

策定体制

障がい者団体や福祉・医療関係団体の代表、学識経験者等の意見を「荒川区障がい者総合プラン」に反映させるために、「荒川区障がい者総合プラン策定委員会」を設置し、内容に関する検討を行いました。

位置づけ・期間

計画名	計画期間	法的な位置付け	内容
荒川区障がい者総合プラン	荒川区障がい者プラン(第1～4章)	障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」	障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的考えと今後の方向性を定める計画
	荒川区障がい福祉計画(第5章)	障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画
	荒川区障がい児福祉計画(第5章)	児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」	障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画

対象

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、難病、高次脳機能障がい、その他心身の機能の障がいにより、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方(18歳未満の子どもを含む)、障害児入所・通所支援等を利用している子ども、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である方(18歳以上の方を含む)を対象とします。

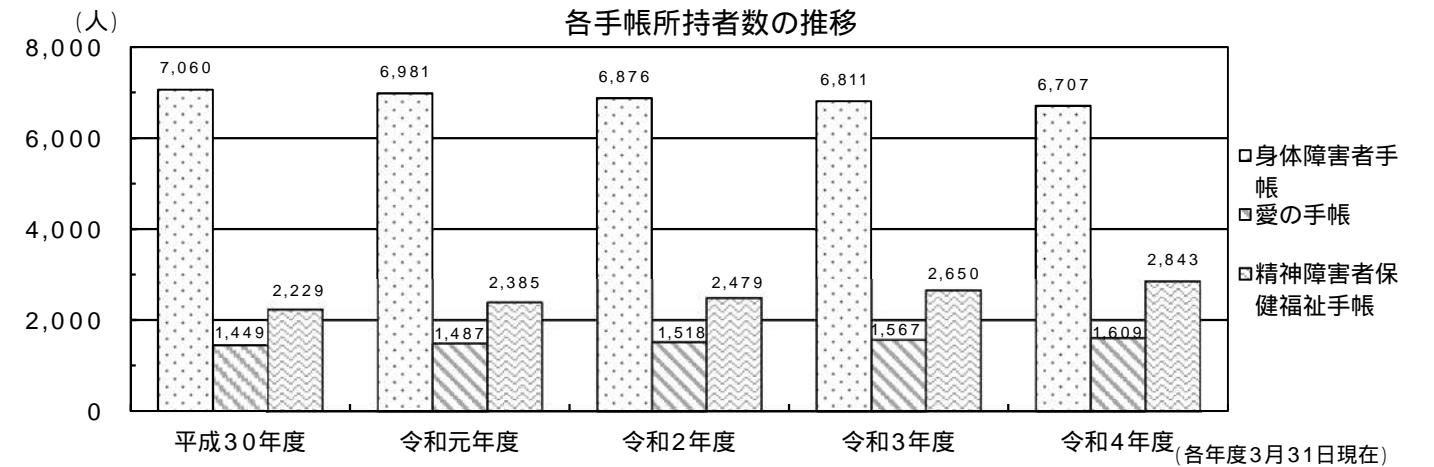
推進に向けて

プランを着実に推進していくため、地域の関係機関から構成される「自立支援協議会」を活用した実施状況の点検、評価を行い、課題等がある場合は随時対応を行うことや区の関係部署との連携などにより、プランの推進に取り組みます。

第2章 障がい者・障がい児等を取り巻く状況(P.9～69)

手帳所持者数

平成30年度から令和4年度の5年間で、身体障害者手帳所持者は353人減で減少傾向にありますが、愛の手帳所持者は160人増、精神障害者保健福祉手帳所持者は614人増で約1.3倍と増加傾向にあります。



障がい者実態調査

障がい者総合プランを策定するに当たり、令和4年10月に障がい者実態調査を行いました。

区分	配布数	有効回収数	有効回収率	
在宅者	身体障害者手帳所持者	4,956通	2,367通	47.8%
	愛の手帳所持者	1,204通	547通	45.4%
	精神保健福祉手帳所持者	2,016通	788通	39.1%
	難病患者	1,261通	633通	50.2%
	障害児通所支援利用者	292通	140通	47.9%
	医療的ケア児等	313通	166通	53.0%
施設入所者	身体障害者手帳所持者	17通	11通	64.7%
	愛の手帳所持者	100通	63通	63.0%
事業所	障害福祉サービス等事業所	148通	90通	60.8%
合計	10,307通	4,805通	46.6%	

第3章 プランの基本的な考え方(P.73～78)

基本理念・基本目標・基本方針

「荒川区基本計画」における基本理念や方向性と整合を図りつつ、住み慣れた地域で誰もがお互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることができる「ローマライゼーション社会」を実現していくため、基本理念・基本目標・基本方針を継承します。

基本理念 誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ ～生涯住み続けられる地域社会の実現～

基本目標1 誰もが安心して共に暮らせる基盤づくりの推進	基本方針1 障がい者の相談・支援体制の充実
	基本方針2 バリアフリーの推進
基本目標2 健やかな暮らしと成長を支える福祉・医療サービスの充実	基本方針3 障がい者の住まい・日常生活に対する支援
	基本方針4 障がいのある子どもの健全育成
基本目標3 地域で自分らしく輝くための環境づくりの促進	基本方針5 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

荒川区障がい者総合プラン(素案)【概要版】

第4章 基本理念等に基づく施策について(P.79～131)

基本方針1 障がい者の相談・支援体制の充実

施策名	主な内容
総合的な相談支援体制の充実【重点】	・重層的支援体制整備事業の検討 ・地域生活支援拠点等コーディネーターの配置【新規】
計画相談支援・障害児相談支援	・モニタリング結果の検証による相談支援事業所の質の向上
福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進【重点②】	・自立支援協議会の地域移行部会等による意向調査や地域移行に向けた障害福祉サービスの利用促進
虐待防止対策の推進	・虐待防止センターの運営による通報や相談体制の継続 ・パンフレットの配布や虐待防止講演会による理解促進
成年後見制度の利用支援等	・成年後見制度の理解促進や利用する際の手続きの支援・費用の助成等の継続
自立支援協議会の運営	・協議会等における個別の事例の検討を通じた地域課題の抽出・把握、支援体制の強化等
自殺予防の推進	・SNSを活用した発信など、年齢層に応じた情報発信による啓発
震災時等への備え	・避難行動要支援者名簿登録者の「個別支援計画」の作成率の向上【充実】

基本方針2 バリアフリーの推進

施策名	主な内容
意思疎通支援の充実【重点】	・手話通訳者等の派遣回数制限撤廃など制度の点検や安定的な運営【充実】
バリアフリーの環境整備	・荒川区バリアフリー基本構想(更新版)に基づくバリアフリー化の推進
障がい者差別の解消【重点④】	・区民・事業所への障がい理解を図るための普及啓発

基本方針3 障がい者の住まい・日常生活に対する支援

施策名	主な内容
グループホーム等の居住支援の推進【重点】	・障がい者グループホーム等施設整備事業等による重度障がい者を受け入れるグループホームの確保の推進
グループホームの運営支援	・運営費の補助等による安定的な運営や支援体制を確保
医療費の助成、健康管理の支援	・ホームページやパンフレットの配布等の適切な事業周知
こころの健康管理支援の体制整備	・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築に向けた関係者との連携強化、状況把握や分析等の検討
荒川ばん座位体操の実施	・養成研修等によるリーダーの養成や事業の周知
在宅系サービス等の提供	・福祉サービス等の利用を必要としている方への適切な情報提供 ・ヤングケアラーチェックリストの作成【充実】
本人、保護者への経済的支援	・心身障害者福祉手当の精神障がい者への対象拡大【充実】
利用者負担軽減	・利用者や事業所への制度の周知及び適切な運用の実施

基本方針4 障がいのある子どもの健全育成

施策名	主な内容
障がい児支援の充実【重点】	・荒川たんぼぼセンターの児童発達支援センター化及び定員拡大【新規】 ・荒川たんぼぼセンターを中核としたインクルージョン体制の推進【充実】
障がい児の保育・教育	・保育園への受入れ協力や職員の技能向上による保育の場の確保
学齢期の子どもへの支援の充実	・特別支援学級の適正配置の検討や支援者の研修等による支援の質の向上
医療的ケア児等の支援【重点】	・医療的ケア児等支援協議会を通じた課題共有や支援策の検討 ・医療的ケアや重症心身障がい児等の外出支援に向けた環境整備【新規】

基本方針5 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

施策名	主な内容
生活介護・自立訓練・生活訓練等	・障がい者グループホーム等施設整備事業による重度障がい者の日中活動の場の確保の推進
機能訓練	・理学療法士や作業療法士などの多職種によるチームでの支援
施設入所支援・障害児入所支援	・ニーズ把握及び適切な支援のため、関係機関との連携の推進
就労支援の強化【重点】	・重度障害者等就労支援特別支援事業の活用【新規】
福祉的就労の支援	・新たな販路の拡大など、平均賃金向上への支援の実施
同行援護・行動援護・移動支援	・移動支援事業における事業所とのマッチング支援等の事業充実【充実】
交通機関等の利用支援、車の運転に係る支援	・難病患者への支援の充実に向けた通院支援の実施【新規】
パラスポーツの推進	・ハートフル運動会の開催支援による社会参加の促進 ・パラスポーツを支える仕組みづくりの推進
文化芸術活動の促進【重点】	・作品の発表の場の拡大による環境づくりへの取り組み
地域活動支援センターの運営	・様々なプログラムの提供による自立と社会参加の促進
障害者福祉会館の運営	・様々な方との交流の場となるよう施設を運営

第5章 荒川区障がい福祉計画及び障がい児福祉計画における成果目標・活動指標(P.133～161)

成果目標及び活動指標

令和8年度までに達成すべき目標として以下の7つの目標「成果目標」を設定し、その目標の達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標で「活動指標」を定めます。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築